

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

規則
○福島県行政組織規則の一部を改正する規則

規則

福島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第二十四号

福島県行政組織規則の一部を改正する規則

福島県行政組織規則（平成十五年福島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表企画調整部の項中「土地・水調整課」を「福島イノベーション・コースト構想推進課」に改め、同条第七項の表中企画調整課の項を削る。

第十条の表財務総室の項第十一号中「第二条第十六号」の下に「及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和二年福島県規則第 号）第二条第五号」を、「もの」の下に「並びに福島県流域下水道事業の会計に関する規則第三条第二項に規定する

県北地方特定入札事務及びその他地方特定入札事務に係るもの」を加える。

「（福島イノベーション・コースト構想推進室）

十一 福島イノベーション・コースト構想に関する

第十一条の表企画調整総室の項中

（復興・総合計画課）

十二 復興計画に関すること。

十三 長期総合計画に関すること。

ること（他課の所掌に属するものを

「（復興・総合計画課）

に、
十一 長期総合計画に関すること。
十二 復興計画に関すること。
十三 地方創生の推進に関すること。」

「二十二 水資源の総合計画及び利用調整に関すること。」を
（福島イノベーション
二十四 福島イノベ
を除く。）

計画及び利用調整に関すること。
・コースト構想推進課）
に改め、第二十一号を

第二十二号とし、第十七号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、
十六 国土利用計

画に関すること。」を「十六 公共事業評価に関すること。
十七 国土利用計画に関すること。」に改め、同表文化スポー

ツ局の項第十一号中「東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設」を「東日本大震
災・原子力災害伝承館」に改め、同項中第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号
とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 障がい者スポーツに関すること。

第十二条の表環境共生総室の項第九号中「及び」の下に「管理並びに」を加える。

第十五条の表農業支援総室の項中第四十号を削り、第四十一号を第四十号とし、第四
十二号を第四十一号とし、第四十三号を第四十二号とする。

第十七条の表第十九号中「第二条第十六号」の下に「及び福島県流域下水道事業の会
計に関する規則第二条第五号」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第二十三条を第二十三条の二とし、第二十二条の七の次に次の一条を加える。

（医療調整担当課長）

第二十三条 第二十二号から前条までに規定するもののほか、保健福祉部健康衛生総室
に医療調整担当課長を置き、その職務は、上司の命を受け、医療に係る施策の調整に
関する事務その他特に指示された事務を掌理することとする。

第二十七条の表出先機関の部副学院長（任意設置）の項を削る。

別表第一の一の表福島県北地方振興局の項から福島県いわき地方振興局の項までの
分掌事務の欄第六十号中「第一号から前号まで」を「第一号から第五十九号まで」に改
め、同欄中第六十号を第六十一号とし、第五十九号の次に次の一号を加える。

六十 福島県中地方振興局にあつては、第一号から前号までに掲げるもののほか、
福島県流域下水道事業の会計に関する規則第一条第五号に規定する特定入札事務（福

島県中流域下水道建設事務所の長が契約権者であるものに限る。）に関する事務
及び同規則第三条第二項に規定するその他地方特定入札事務に関すること。

別表第一の六の表福島県立テクノアカデミー郡山の項中「組込技術工学科」を「知能

情報デザイン学科」に改め、同表福島県立テクノアカデミー浜の項中「計測制御工学科」を「ロボット・環境エネルギーシステム学科」に改める。

別表第一の七の表福島県農業総合センターの項中「肉畜科」を「肉畜科 養鶏科」に改める。

別表第三の二の表中福島県卸売市場審議会の項を削る。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、別表第三の二の表中福島県卸売市場審議会の項を削る改正規定は、同年六月二十一日から施行する。

(行政経営課)